

太田市障がい者体育大会等開催運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者が社会生活や社会活動に参加しながら自立して生きていく意欲を養うとともに、障がい者に対する社会の正しい認識と社会福祉の高揚に寄与することを目的として、障がい者等で構成する団体が実施するスポーツ活動、文化活動若しくは芸術活動又は社会啓発活動であつて、全国、関東地方、群馬県内等の市町村を持ち回りで開催する大会のうち本市を会場として開催するもの（以下「大会」という。）の開催に要する運営費の一部として太田市障がい者体育大会等開催運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、大会を主催する団体又はこれに準ずる団体として市長が認める団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大会の運営に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 懇親会経費等の食糧費
- (2) その他市長が別に定める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた団体は、大会に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該大会の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた団体については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。